

会員代表者 各位

証券会員制法人 福岡証券取引所
理事長 松野直彦

公開買付代理人等の別途買付規制の見直しに伴う業務規程の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」を一部改正し、平成16年7月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。(詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。)

今回の改正は、公開買付代理人等(公開買付事務取扱者又は公開買付代理人)は、公開買付期間中、公開買付銘柄について自己計算で別途買付を行うことが禁止されていますが、政令において流通の円滑化を図る買付け等で当該規制の趣旨に反しない取引行為については適用除外として認められており、本所規則において具体的な取引行為が規定されています。

最近では、バスケット取引や立会外取引を利用した顧客との間の取引等、取引手法の多様化が進展しています。そうした環境変化に適切に対応し、市場における流通の円滑化を図る観点から、バスケット取引等を適用除外行為として追加することとし、業務規程において所要の改正を行います。改正概要は下記のとおりです。

記

1. ヘッジ取引の対象商品の拡大等

現在、既に適用除外行為として認められているヘッジ取引について、新株予約権証券等を対象商品として追加するほか、ETF等の対象株価指数との連動性を保つための買付けを適用除外行為として追加します。

(備考)
・業務規程第53条第5号、第11号等

2. 顧客の買付けに応じるために行う買付け

顧客に対して有価証券を売り付けることを約している場合等において、当該売付けのために必要な数量の範囲内で行う買付けを適用除外行為に追加します。

・同条第12号

3. 借入有価証券の返済のために行う買付け

公開買付開始公告前に有価証券の借入れを行っている場合に、当該返済に必要な数量の範囲内で行う買付けを適用除外行為に追加します。

・同条第13号

4. バスケット取引の買付け

あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に買い付ける取引であって、公開買付銘柄の買付代金が当該取引総代金の4%以下の買付けを適用除外行為とします。

・同条第14号

5. その他所要の改正

上記改正に伴うその他所要の改正を行います。

・業務規程第54条

以上

「業務規程」の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表.....	1

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証書、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)</u>又は<u>交換社債券(以下この号において「新株予約権証券等」という。)</u>に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、<u>当該a又はbに定める取引に係る買付け</u></p> <p><u>a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合</u></p> <p><u>当該売付けを行っている新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号において「行使対象株券」という。)</u>の数量(当該売付けと対当する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量及び新株予約権証券等に係る価格と行使対象株券の価格の関係を利用して行う取引であって、<u>新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引による当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量を控除した数量に限る。)</u>の範囲内で、当該</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 売買立会の始めの約定値段を定める売買を成立させるために必要と本所が認める買付け</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券の買付けを行う取引

(6) 株価指数連動型投資信託受益証券(以下この号から第8号まで及び次条第9号において「受益証券」という。)に係る価格の水準と当該受益証券に係る株価指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引に係る買付け(次条において「受益証券に係る価格水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

(新設)

a 受益証券の売付けを行うとともに、当該売付価額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該受益証券に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 受益証券の買付残高を有し、かつ、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該受益証券に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の売付けを行っている場合において、当該受益証券の買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、その売付価額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券の買付け(当該売付けを行っている株券の価額の範囲内に限る。)を行う取引

c aに掲げる取引を行っている場合又はbに規定する場合における、株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引(株価指数の算出方法若しくは株価指数の対象である株券の銘柄の変更が行われた場合又は株価指数の対象

である株券の銘柄について当該株価指数の算出に用いられる数値に変動が生じた場合に、銘柄の異なる複数の株券の価額の合計額の変動が当該株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引をいう。以下同じ。)

(7) 次のaからcまでに掲げる場合において、受益証券に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引に係る買付け(次条において「受益証券に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 受益証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている受益証券の価額(これと対当する受益証券の買付価額及び当該受益証券に係る前号aに規定する取引による受益証券の売付価額を控除した価額に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該受益証券に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 受益証券の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該受益証券に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券の買付けを行う取引

c aに定める取引を行っている場合又は前bに掲げる場合

株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引

(8) 信託により受益証券を取得することを目的として、当該受益証券の取得に必要な数量の範囲内で

(新設)

(6) 信託により株価指数連動型投資信託受益証券(以下この号及び次条第6号において「受益証券」

行う買付け

(9) 株価指数に係る有価証券指数等先物取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「株価指数先物取引」という。)に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用して行う次の a から c までに掲げる取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において同じ。))を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

a 売方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を証券取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

c a に掲げる取引を行っている場合又は前 b に規定する取引契約残高を有している場合におけ

という。)を取得することを目的として、当該受益証券の取得に必要な数量の範囲内で行う買付け

(新設)

る、株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引

(新設)

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 売方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方株価指数先物取引の取引契約残高(これと対する買方株価指数先物取引の取引契約残高及び当該売方株価指数先物取引と同一の株価指数先物取引に係る前号aに規定する取引による売方株価指数先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合であって、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券の買付けを行う取引

c aに定める取引を行っている場合又は前bに掲げる場合

株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引

(11) 次のa又はbに掲げる場合において、株券の売付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券プットオプション」という。)又は株券の買付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券コールオプション」という。)に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け(次条第13号において「株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 株券オプション取引(株券の売買に係る有価証券オプション取引をいし、外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。)により株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量(当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券オプション取引により株券プットオプシ

(7) 株券の売買に係る有価証券オプション取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条及び次条において「株券オプション取引」という。)において、株券の買付けを成立させることができる権利(以下この条及び次条において「株券コールオプション」という。)の取得に係る注文に応じて自己の計算により当該株券コールオプションを付与した場合に、当該株券コールオプションの対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該株券コールオプションが行使された場合に売り付けることとなる当該株券の数量の範囲内で行う当該株券と同一の銘柄の株券の買付け(当該株券コールオプションを付与した後遅滞なく行われるものに限る。)

ョンを付与し又は株券コールオプションを取得している場合であって、当該株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(12) 顧客(公開買付者等(法第27条の3第3項に規定する公開買付者等をいう。)を除く。)に対して有価証券を売り付けることを約している場合又は売付けを行った場合において、当該売付けのために必要な数量の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け

(新設)

(13) 有価証券を借り入れている場合(当該公開買付けに係る法第27条の3第1項に規定する公告が行われた日の前日以前に借り入れた場合に限る。)において、返済のために必要な数量の範囲内で行う借り入れた有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け

(新設)

(14) あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に買い付ける取引であって、当該公開買付けに係る有価証券の発行者が発行する有価証券の買付けに係る代金が当該取引の買付けに係る代金の合計額の100分の4を超えない取引に係る買付け

(新設)

2 正会員は、前項第2号又は第4号に定める買付けを行った場合は、本所が定めるところにより、その内容を本所に報告するものとする。

2 正会員は、前項第2号又は第5号に定める買付けを行った場合は、本所が定めるところにより、その内容を本所に報告するものとする。

(安定操作期間内における自己買付け)

(安定操作期間内における自己買付け)

第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)~(4) (略)

(5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証書(優先出資引受権証書を含む。以下この号において同じ。)、株券預託証券(株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。以下この号及び次号において同じ。)に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号及び次号において「行使対象株券」という。)の価格の関係を利用して行う次のaからdまでに掲げる取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券の買付残高を有し、かつ、当該株券と同一の銘柄の株券を行使対象株券とする新株予約権証券等(新株引受権証書、株券預託証券及び交換社債券を除く。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、行使対象株券の数量が当該売付株券の数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付け(当該売付けを行っている新株予約権証券等

第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)~(4) (略)

(5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証書(優先出資引受権証書を含む。以下この号において同じ。)、株券預託証券(株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。以下この号及び次号において同じ。)に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号及び第7号において「行使対象株券」という。)の価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行うとともに、当該行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(新設)

の数量の範囲内で行うものに限る。)を行う取引

c 行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量が、当該売付けの数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付けを行う取引

d 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量の範囲内となる株券の買付け(当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で行うものに限る。)を行う取引
(削る)

(6) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券等に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合
当該売付けを行っている新株予約権証券等に
係る行使対象株券の数量(当該売付けと対当する
買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量及び前号a又はbに規定する取引による売付
新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量を
控除した数量に限る。)の範囲内で、当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内

b 行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量が、当該売付けの数量の範囲内となる新株予約権証券等
(新株引受権証書、株券預託証券及び交換社債券を除く。)の買付けを行う取引
(新設)

(6) 信託により受益証券を取得することを目的として、当該受益証券の取得に必要な数量の範囲内で行う買付け

(7) 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため行使対象株券と同一の銘柄の株券を売り付ける行為を行っている場合において、当該行為に関して当該株券の買付け(売り付けている当該株券の数量の範囲内で行うものに限る。)を行う取引に係る買付け

で、当該株券の買付けを行う取引

(7) 受益証券に係る価格水準と株価指数との水準
の関係を利用した買付け

(新設)

(8) 受益証券に係る価格変動による危険を減少す
るための買付け

(新設)

(9) 信託により受益証券を取得することを目的と
して、当該受益証券の取得に必要な数量の範囲内で
行う買付け

(新設)

(10) 株価指数先物取引に係る約定指数の水準と
株価指数との水準の関係を利用した買付け

(8) 株価指数に係る有価証券指数等先物取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「株価指数先物取引」という。)に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において同じ。))を利用して行うものを含む。)に係る買付け

a 売方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を証券取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行

(11) 株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け

(12) 株券オプション取引に係る権利行使価格
(当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。)及び対価の額と株券の売買価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

う取引

(9) 次のa又はbに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに掲げる取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け

a 売方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方株価指数先物取引の取引契約残高(これと対する買方株価指数先物取引の取引契約残高及び当該売方株価指数先物取引と同一の株価指数先物取引に係る前号に規定する取引による売方株価指数先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合であって、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。以下このbにおいて同じ。)の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券の買付けを行う取引

(10) 株券オプション取引に係る権利行使価格
(当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。)及び対価の額と株券の売買価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 株券オプション取引を新規に行うことにより株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与するとともに、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b (略)

(13) 株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け

a 株券オプション取引を新規に行うことにより株券の売付けを成立させることができる権利(以下この条において「株券プットオプション」という。)を取得し、かつ、株券コールオプションを付与するとともに、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の買付けを行う取引

b (略)

(11) 次のa又はbに掲げる場合において、株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに掲げる取引に係る買付け

a 株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量(当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る前号に規定する取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券プットオプションを付与し又は株券コールオプションを取得している場合であって、当該株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減

<p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年 7月 1日から施行する。</p>	<p><u>少させるため、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>
--	--